



定期的にお掃除しよう!

■**こまめにお掃除してありますか?**
エアコンのフィルター、照明のホコリ、テレビの画面等、掃除することです省エネ開始の第一歩です。

■**エアコンを つける前にまず換気!**
部屋の中の暖まった空気を入れ換えてからエアコンを入れた方が効率的です。換気をする習慣を身につけましょう。
また、エアコン、扇風機、電気ポット等は、タイマー機能を活用することで節電効果が上がります。

入れすぎに注意! 必要な分だけ入れましょう



■**冷蔵庫内、 満員電車になつていませんか?**
食品を詰め込みすぎると空気の流れが遮断され、効率良く冷えません。間隔をあけると温度は中設定でも充分です。
冷凍庫は逆に詰め込みをするのが効果的です。

■**その照明、本当に必要ですか?**
照明の間引きは節電効果が大きく、おすすめです。照明の交換をする際には、LED化も併せて検討をお願いします。

問 環境対策課 ☎57-85508

CLOSE UP INFORMATION

福祉

『共に生き、共に支え合う まちづくりを目指して』

地域 みんなで 支えましょう!



■7月は 「社会を明るくする運動」 強調月間です

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

今年の行動目標

■犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
■犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取り組みを進めよう

臨時福祉給付金の申請がまだの方はご確認ください!

■**年金生活者等支援臨時福祉給付金(低所得の高齢者向け)申請手続きはお済みですか?**

支給対象者と思われる方には、5月上旬に通知をしています。申請の締め切りは、**8月31日(水)**です。締め切り日を過ぎると申請ができなくなりますので、早急に申請手続きをしてください。

■**支給対象者**

平成27年度簡素な給付措置(臨時福祉給付金)の対象者で、平成29年3月31日までに65歳以上になる方(平成27年度住民税課税者の扶養控除にとられている方は対象にはなりません)。

■**支給額** 対象者1人につき3万円

■**申請先** 福祉事務所・各支所
問 福祉事務所 ☎57-85509

CLOSE UP INFORMATION

国保

高齢受給者証・各認定証の有効期限は7月31日までです。

8月1日からは新しい高齢受給者証・認定証をお使いください。有効期限が過ぎた古い受給者証・各認定証はハサミで切るなどして、ご自身で廃棄処分してください。

■各認定証は手続きが必要です

▼70歳未満の課税世帯(国保限度額適用認定証/青色・ハガキ大)
▼75歳未満の非課税世帯(国保限度額適用・標準負担額減額認定証/黄緑色・ハガキ大)

現在、これらの認定証をお持ちで、引き続き8月1日からも必要の方は更新手続きをお願いします。市民保険課または最寄りの支所でお手続きください(印鑑が必要です)。

■**医療費の自己負担割合を更新します**

高齢受給者証は、毎年8月1日を基準日として前年(平成27年1月~12月)の課税所得により、自己負担割合を判定しています。
●3割負担：現役並み所得者
●2割負担：現役並み所得者以外の方で、誕生日が昭和19年4月2日以降の方
●1割負担：現役並み所得者以外の方で、誕生日が昭和19年4月1日以前の方

高齢者

65歳以上の方へ介護保険料納入通知書をお送りします。

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健康やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていくしくみです。

■**介護保険料は どうやって決まる?**

65歳以上(第1号被保険者)の方の介護保険料は、市で決められた基準額をもとに、ご本人の所得や同じ世帯のご家族の課税状況に応じた負担になるように10段階に分かれています。通知書が届きましたら、年間の保険料額、徴収方法等をご確認ください。
※平成28年度の基準額は昨年と同じ、62,400円です

■**納め方は2種類です**

◎**特別徴収**
年金が年額18万円以上の方は、あらかじめ年金から差し引かれます。
※ただし、年度途中で65歳になった・転入・保険料の所得段階が変更になった等の場合には、一時的に納付書で納めていただきます

◎**普通徴収**
年金が年額18万円未満の方は、納付書で納めていただきます。
※期日までに市役所会計課・支所、指定金融機関でお支払いください。便利な口座振替がおすすめです

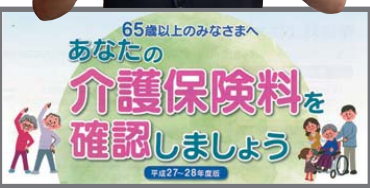
■**ご注意ください!**

介護保険料は支払い方法を選択することはできません。
65歳になってすぐの方は、「普通徴収」その後、おおむね半年から一年の間に「特別徴収」に切り替わります。その際、事前に通知書が送られます。

問 高齢者介護課 ☎57-85110



詳しくは通知書に同封のしおりをご覧ください!



CLOSE UP INFORMATION

CLOSE UP INFORMATION